

## 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

○地球温暖化対策の推進のため、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画

○根拠法令：地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(温対法)第21条第4項(努力義務)

○計画の位置づけ

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画であり、国の「地球温暖化対策計画」や京都府の「京都府地球温暖化対策推進計画」などの地球温暖化対策に関する法令や計画と連携し、本町の「精華町第6次総合計画」や「精華町第2次環境基本計画」を上位計画とするものです。

○基準年度、目標年度及び計画期間

パリ協定の趣旨を踏まえ、下記の設定が望ましいとされている。

- ・基準年度：2013年度
- ・目標年度：2030年度
- ・長期目標年度：2050年度

○構成例：下記のとおり

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編策定の背景・意義</li> <li>・区域の特徴(自然的社会的条件及び各主体の特徴等)</li> <li>・計画期間</li> <li>・推進体制</li> </ul>
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の温室効果ガス排出状況</li> </ul>
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の目標</li> </ul>
④温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の各主体に期待される対策</li> <li>・地方公共団体が実施する施策(再生可能エネルギー利用促進等の施策)</li> <li>・施策の実施に関する目標</li> </ul>
⑤地域脱炭素化促進事業に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等)</li> </ul>
⑥区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の実施及び進捗管理</li> </ul>

○法令等

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）

（目的）

第1条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第19条 （1略）

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域循環の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5～17 （略）

## ○地球温暖化対策計画

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

（以下略）